

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	1-17
許認可等の種類	生活衛生同業組合の組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告の申出			
根拠法令条例等・条項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の6			
許認可等の概要	適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があったときは、当該組合の地区内において、当該組合員以外の者に対して、料金、販売価格又は営業方法を改めるよう勧告できる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に実績がなく、あらかじめ基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			